

【ドイツ】電子政府法の制定

海外立法情報課 渡辺 富久子

* 行政手続の電子化を推進するために電子政府法が制定され、2013年7月31日に公布された。
同法の主要部分は、2013年8月1日から施行されている。

1 電子政府法制定の背景

ドイツでは、行政手続の電子化のため、多くの申請手続において、電子署名を施した電子文書をもって書面に代えることができるようになってきている。しかし、電子署名（注1）は利用が難しく、その利用は15%未満にとどまっている（注2）。このため、電子申請は思ったほど普及せず、一連の行政手続において紙と電子が混在し、非効率となっていた。

電子申請には確実な本人確認手段が必要であり、電子署名もその手段の一つである。キリスト教民主・社会同盟（CDU/CSU）と自由民主党（FDP）による前連立政権（2009～2013年）は、電子的な身元証明を可能とする電子的身分証明書（注3）及びセキュリティを強化したメールサービス（以下「Deメール」）（注4）を導入し、本人確認手段の更なる基盤整備を行った。

2 電子政府法の概要

このような基盤整備を経て、「電子政府法を制定し、他の関連法令の一部を改正する法律（注5）」が2013年7月31日に公布され、同年8月1日に施行された。

同法の目的は、電子署名のほか、比較的利用が容易な電子的身分証明書及びDeメールを利用した電子申請を可能とし、さらに申請から文書の保存までの行政手続の全過程を電子化することであった。同法により、新たに電子政府法が制定され、行政手続法や租税通則法等が改正された。

行政手続法や租税通則法等の改正では、電子署名に加えて、Deメールで送信する電子文書又は官庁が提供する電子的様式に記入した情報を電子的身分証明書の身元証明機能を利用して電子送信することをもって紙の書面に代えることができるようになった。これは、電子申請を普及させるための改正であった。

電子政府法は、行政手続全般の電子化を推進するためのものであった。以下、電子政府法の概要を紹介する。

(1) 適用範囲

同法は、連邦官庁の行政活動に適用される。州や市町村の官庁が連邦法を執行する場合には、これらの行政活動にも適用される（第1条）。

(2) 行政活動の電子化

全ての官庁は、電子的に署名された電子文書を受理することができるようにするために、E メールアドレスを持たなければならない。連邦官庁は、これに加えて、De メールで送信されたメールを受け付けることができるようにするため、De メールアドレスを持たなければならない（第2条）。

電子的な行政手続において手数料を徴収する場合には、官庁は、当該手数料の電子的な支払ができるようにしなければならない（第4条）。

申請者は、証明書を提出しなければならない場合には、特別に原本の提出が必要な場合を除き、電子的に送信して提出することができる。さらに、全ての官庁は、申請者の同意がある場合には、直接、当該証明書を発行した官庁から証明書の電子的送付を受けることができる（第5条）。

連邦官庁において、文書の作成は、原則として電子的に行う（第6条）。さらに、紙で保存されている原本は、原則として電子化する（第7条）。

連邦官庁において、事務を電子化するために新しいシステムを導入する場合には、事前に当該事務を分析し、最適化して、システムを利用しやすいものとする（第9条）。

全ての官庁は、インターネット上で提供するデータで二次的な利用が予想されるものを、原則として機械可読な形式で提供しなければならない（第12条）。

注(インターネット情報は2014年1月21日現在である。)

- (1) これは、1997年に制定された電子署名法に基づく適格電子署名である。電子署名については、平田健治「ドイツ電子署名法の改正」『阪大法学』51(5), 2002.1, pp.31-46を参照。
- (2) Deutscher Bundestag, *Plenarprotokoll* 17/234, S.29330.
- (3) 2010年11月1日施行の身分証明書法に基づく。Gesetz über Personalausweise und den elektronischen Identitätsnachweis (Personalausweisgesetz - PAuswG) vom 18. Juni 2009 (BGBl. I S.1346).
- (4) 2011年5月1日施行のDeメール法に基づく。De-Mail-Gesetz vom 28. April 2011 (BGBl. I S.666). Deメールサービスは、セキュリティやデータ保護の要件を満たすことを証明して、連邦情報セキュリティ庁の認証した民間の通信事業者が提供する。現在認証されているのは、ドイツ・テレコム等4社である。Deメールで送信されるメールは、暗号化により途中で読み取られ又は改変されるおそれがなく、送信者及び受信者の身元が証明されるという。しかし、Deメールサービスの認証の要件として、送信者と受信者との間の完全な暗号化が求められていないため、Deメールのセキュリティは万全ではないとの批判がある。Deメールサービスの利用には、送信者及び受信者の双方がDeメールに登録している必要がある。
<http://www.bmi.bund.de/DE/Themen/IT-Netzpolitik/De-Mail/de-mail_node.html>
- (5) Gesetz zur Förderung der elektronischen Verwaltung sowie zur Änderung weiterer Vorschriften vom 25. Juli 2013 (BGBl. I S.2749).

参考文献

- ・ Deutscher Bundestag, *Drucksache* 17/11473, 13139.